

鳥取県告示第 868 号

平成 13 年鳥取県告示第 603 号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p> <p>鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内</p> <p>鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課内</p> <p>倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内</p> <p>鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内</p> <p>米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内</p> <p>鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内</p>	<p>高齢者の居宅の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。</p> <p>鳥取市東町一丁目271</p> <p>鳥取県生活環境部住宅政策課内</p> <p>鳥取市立川六丁目176 東部総合事務所内</p> <p>鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内</p> <p>倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内</p> <p>鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課内</p> <p>米子市麴町一丁目160 西部総合事務所内</p> <p>鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課内</p>